

1 福岡市立小学校長会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、福岡市立小学校長会と称し、本部を会長の勤務校におく。
- 第2条 本会は、福岡市立小学校の校長を会員として組織する。
- 第3条 本会は、小学校長としての職務の円滑な遂行のために、会員の研修ならびに連絡・協調に努め、互いに連携して福岡市の教育振興に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次のことを行う。
- 1 学校経営上必要な研究に関すること。
 - 2 教育上必要な研究調査に関すること。
 - 3 会員の研修に関すること。
 - 4 教育関係当局との折衝に関すること。
 - 5 教育の充実振興に関係ある諸団体との連携に関すること。
 - 6 次世代のリーダー育成に関すること。
 - 7 会員の親睦、慶弔、厚生に関すること。
 - 8 その他本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 役員・会計監査

- 第5条 本会に、次の役員をおく。
- 1 会 長 1名
 - 2 副 会 長 3名
 - 3 特任副会長 1名
- 第6条 会長・副会長は年度初めの総会において選出する。その選出方法は別に定める。特任副会長は、必要な場合に限り会長が最終年度の校長を委嘱する。
- 第7条 本会の役員の任務は、次のように定める。
- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときは代行する。
 - 2 特任副会長は、会長を補佐する。
- 第8条 本会に、会計監査をおく。
- 1 会計監査は、総会において会員の中から2名選出する。
 - 2 会計監査は、会計全般を監査し、その結果を総会に報告する。
- 第9条 役員・会計監査の任期は1年とする。ただし、役員は再任を妨げない。

第3章 区 役 員

- 第10条 各区に次の役員をおく。
- 1 区会長
 - 2 区副会長（若干名）必要に応じて2名おくことができる。
- 第11条 区会長・区副会長は、年度初めの研修総会で各区において選出する。
- 第12条 各区の役員の任務は、次のように定める。
- 1 区会長は、区校長会を代表し、区全体を総括する。
 - 2 区副会長は、区会長を補佐し、会長に事故があったときは代行する。

第4章 各部・委員会

- 第13条 本会に次の部・委員会を設ける。なお、活動内容等は別に定める。

- 1 広報部
- 2 対策部
 - ① 教育行財政委員会
 - ② 教育振興委員会
- 3 学校経営研究部
 - ① 学校運営委員会
 - ② 区研究部代表者会
- 4 調査研究部
 - ① 教育課程委員会
 - ② 生徒指導委員会
 - ③ 健康教育委員会
- 5 指導研究部
 - ① 区研修会長会
 - ② 教科等研究委員長会
 - ③ 副校長・教頭、教務研修会代表者会
 - ④ 校務運営研修会代表者会
- 6 特別支援教育部
- 7 人権教育部

第14条 各部に部長1名をおく。部長は会長が委嘱し、その任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

第15条 部長は、部の代表者であり担当部を総括する。

第16条 各委員会に委員長を1名おく。委員長は各委員より選出する。

第5章 特別委員会

第17条 本会は、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

第18条 特別委員会は委員長1名をおく。委員長は会長が委嘱し、その任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第19条 委員長は、特別委員会の代表者であり、担当特別委員会を総括する。

第6章 事 務 局

第20条 事務局は、事務局長・事務局次長・会計2名をもって組織する。

第21条 事務局長・事務局次長・会計は会長が委嘱し、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第22条 事務局員の任務は、次のように定める。

- 1 事務局長は、本会の事務を総括する。
- 2 事務局次長は、事務局を補佐し、事務局長に事故があったときは、代行する。
- 3 会計は、本会の一般会計・特別会計並びに研修会計を掌理し、監査を経た結果を総会に報告する。

第7章 会 議

第23条 本会の円滑な運営をはかるため、次の諸会合を行う。会議運営並びに会の構成等については別に定める。

- 1 全市校長研修会
- 2 役員研修会
会長、副会長、特任副会長、事務局長、事務局次長、会計
- 3 運営委員研修会
会長、副会長、特任副会長、事務局長、事務局次長、会計、区会長、部長、県校長会代表、

- 4 区会長研修会
会長、副会長、特任副会長、事務局長、事務局次長、会計
- 5 部長・委員長研修会
会長、副会長、特任副会長、部長、特別委員会委員長、各部委員長、事務局長、事務局次長、会計
- 6 区校長研修会
- 7 区役員研修会
区会長、区副会長、区事務局長、区会計
- 8 部会・委員会研修会
- 9 事務局研修会
事務局長、事務局次長、会計、区事務局長

第8章 会 計

- 第24条 本会の経費は、会費・負担金および補助金をもってこれにあてる。会費は総会においてきめる。
- 第25条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第9章 基 金

- 第26条 本会の財政的基盤を固め、その目的遂行のため基金を造成する。
- 1 基金の造成は、会員の拠出金による。
 - 2 基金の運営を厳正に行うため、基金の運営に関する規定を設ける。

第10章 附 則

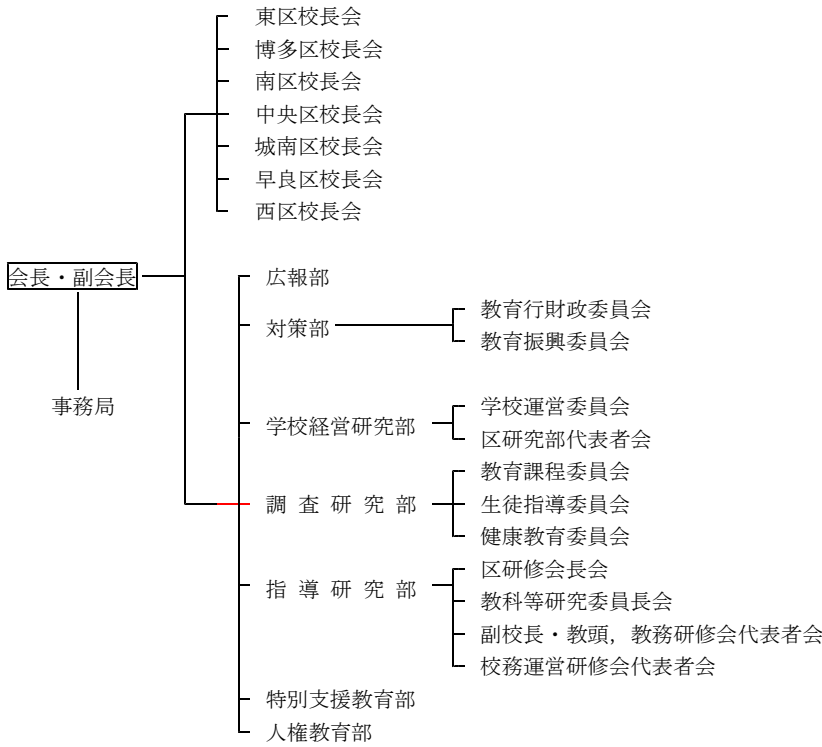
- 第27条 本会の運営上必要な内規は別にこれを定める。
- 第28条 本会会則の改正は、総会の決定による。
- 第29条 本会会則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 第30条 本会会則は、昭和50年4月14日から施行する。
- 第31条 本会会則は、昭和55年11月6日から施行する。
- 第32条 本会会則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 第33条 本会会則は、平成14年4月1日から1年間試行する。
- 第34条 本会会則は、平成15年4月1日から施行する。
- 第35条 本会会則は、平成20年4月1日から施行する。
- 第36条 本会会則は、平成20年4月1日から施行する。
- 第37条 本会会則は、平成21年4月1日から施行する。
- 第38条 本会会則は、平成24年4月1日から施行する。

2 福岡市立小学校長運営内規

- 1 副会長は、区担当・部担当を分掌する。
- 2 本会は、7区（西区・早良区・城南区・中央区・南区・博多区・東区）に分け、会の円滑な活動を図る。
- 3 各区は事務局長1名、区会計1名を選出する。その任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 区研修会長は、各区で選出する。
- 5 市教科等研究委員会の各委員長は、校長会が委嘱する。
- 6 下記の会員以外は、区毎に各部・委員会に1名は必ず所属し、全員の積極的参加活動に努める。
(部・委員会に所属しない会員)
 - ・ 福岡市立小学校長会長、副会長、特任副会長、事務局長、事務局次長、会計
 - ・ 各区会長、区事務局長
 - ・ 福岡県小学校長会の代表2名
- 7 各部は、副部長、書記、会計を選出する。任期を1年とし、再任を妨げない。
- 8 委員会は委員長、副委員長、書記、会計をおき、任期を1年とし、再任を妨げない。委員長は部長の推薦とし、委員の承認を必要とする。その他は互選とする。
- 9 委員長は、副部長を兼任し、部長を補佐する。
- 10 特別委員会は、委員長の推薦により、副委員長1名を選出する。その任期は1年とし、再任を妨げない。但し、特別委員会の設置期間が短期の場合は、任期をその期間とする。
- 11 研修総会は、本会最高の議決機関で、年度はじめに開催することを原則とし、必要に応じて臨時研修総会を開催することができる。
 - ・ 役員の承認に関する事項
 - ・ 事業計画及び運営に関する事項
 - ・ 予算、決算に関する事項

- ・ 会則の改正に関する事項
 - ・ その他、会の目的達成に必要な事項
- 12 全市校長研修会は、各学期に1回開催することを原則とし、会の目的達成に必要な事項を協議、研修する。
 - 13 全市校長研修会においては、各区が輪番制により議長および記録をつかさどる。
 - 14 役員研修会は、各区の連絡調整を行うとともに、重要事項について協議する。
 - 15 区会長研修会は、学期1回開催し、各区の情報を交換し、連携を深めるとともに、重要事項について協議する。
 - 16 運営委員研修会は、毎月1回第4水曜日に開催し、総会議案の審議及び全市校長研修会の協議事項の整理にあたりるとともに、緊急事項について処理をする。必要に応じて委員長を出席させることができる。
 - 17 事務局長・事務局次長・会計は運営委員研修会の事務を行う。
 - 18 緊急止むを得ない事態の処理については、役員会で行うほか会長に一任できる。
 - 19 本会の「役員選考規定」「事務局運営規定」「会計規定」「基金規定」「慶弔規定」は別に定める。
 - 20 校長会部外諸分掌については会長が推薦する。
 - 21 本内規の改正は総会で行う。
 - 22 本内規は、昭和47年4月1日から施行する。
 - 23 本内規は、昭和50年4月14日から施行する。
 - 24 本内規は、昭和55年11月6日から施行する。
 - 25 本内規は、昭和63年4月1日から施行する。
 - 26 本内規は、平成14年4月1日から1年間試行する。
 - 27 本内規は、平成15年4月1日から施行する。
 - 28 本内規は、平成16年4月1日から施行する。
 - 29 本内規は、平成21年4月1日から施行する。
 - 30 本内規は、平成24年4月1日から施行する。

3 福岡市立小学校長会組織



4 福岡市立小学校長会諸会議

